

記者発表資料
令和5年8月28日

所 属	大垣市 健康福祉部 保健センター
担 当	所長:酒井 課長:御田村 主幹:水谷
連絡先	0584-75-2322 (直通)

妊活検診費助成事業の創設について

1 趣 旨

近年の晩婚化、晩産化などを背景に、不妊の検査や治療を受ける夫婦が増加する中、妊娠を希望されている夫婦が早めに検査を受け、必要に応じて適切な治療に踏み出していただくことを後押しするため、妊活検診費用の助成制度を創設するもの。

2 事業内容

(1) 事業名 妊活検診費助成事業

(2) 内 容

男性の精液検査費用及び女性の抗ミュラー管ホルモン（AMH）検査費用を補助する。

精液検査	抗ミュラー管ホルモン（AMH）検査
精液を採取し、精子の数、運動率、形（奇形の有無・状態）や、精液の量などを調べることで、自然妊娠が可能かどうかを判断するための検査	抗ミュラー管ホルモンは、発育過程にあるごく初期の卵胞から分泌されるホルモンで、血液検査により卵巣が赤ちゃんになりうる卵子をどれぐらい排卵する能力があるかを知ることができ、今後の治療方法を考える重要な判断材料となる検査

(3) 対象者

- ・検査日及び補助申請時において、婚姻関係（事実婚関係にあるものを含む）があり、かつ、大垣市内に住所を有すること。
- ・検査日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ・保険診療ではなく、検査費用が全額自己負担であること。

※上記の条件を全て満たす方

【裏面に続く】

(4) 補助上限額等

① 精液検査

上限4,000円（1回を限度）

② 抗ミュラー管ホルモン（AMH）検査

上限8,000円（1年に1回を限度）

3 事業開始 令和5年10月1日から

4 周知方法 市内産婦人科等医療機関にチラシ等を配架するほか、広報おおがきや市ホームページ等で周知します。

5 事業費 3,700千円